

「消費生活相談員」とは…

自治体の消費生活相談窓口(消費生活センター)で消費者からの相談や消費生活に関する啓発などの業務を行う専門職員です。

消費生活相談員として従事するには、国家試験「消費生活相談員資格試験」に合格することが求められます。本講座は、平成29年度に実施される「消費生活相談員資格試験」の合格をめざす短期集中講座です。

あなたも国家資格を取得し「消費生活相談員」として活躍しませんか!

消費生活相談員 資格取得支援講座



選考により
決定します

あなたも消費生活相談員の
資格を取得しませんか?

平成29年

開催日時 ● ①6月17日(土)・②6月24日(土)
③7月1日(土)・④7月15日(土)・⑤7月30日(日)
9連続講座 ● ⑥8月5日(土)・⑦8月19日(土)・⑧8月26日(土)・⑨9月2日(土)

時間はすべて10:00~15:50

会場 ● 三島商工会議所 会議室
(※③④は三島市民文化会館会議室)



募集要項

- 主催 ● 静岡県
- 実施団体 ● 消費者問題ネットワークしずおか(代表・色川卓男静岡大学教育学部教授)
- 費用 ● 無料(会場までの交通費及び受験に係る費用は受講者負担)
- 募集人数 ● 35名(選考による)
- 応募資格 ● 静岡県内に在住又は通勤・通学されている方で、以下の両方の条件を満たす方。
 - 消費生活相談員として消費生活センター等で相談業務に従事する意欲のある方。
 - 平成29年度に実施される消費生活相談員資格試験を受験する意欲のある方。
- 応募期限 ● 平成29年5月19日(金)必着
- 応募方法 ● ①履歴書(消費者行政関連の学習・実務経験があれば記載)、
②応募動機文書(800字程度・形式自由)を下記まで郵送にてお送りください。
- 応募先 ● 〒420-0031 静岡市葵区呉服町1丁目3-14 YS静岡呉服町ビル8階
静岡県生活協同組合連合会内 消費者問題ネットワークしずおか
TEL 054-253-5987(月~金9:30~17:30)
- その他 ● *試験合格者には静岡県消費生活相談員人材バンク(消費生活相談員として勤務を希望する方の情報を県へ登録し、採用を希望する市町に県が情報提供を行う制度)に登録していただきます。
*本講座の受講及び人材バンクへの登録は、自治体の消費生活相談員採用をお約束するものではありません。

主催:静岡県 実施団体:消費者問題ネットワークしずおか